

令和8年度

学校いじめ防止基本方針

七尾市立能登香島中学校

(目次)

1 いじめに関する学校目標…P1

(1) 平時からの基本姿勢…P1

- ①全教職員の認識…P1
- ②生徒一人一人への徹底…P1
- ③教職員自身の認識…P1
- ④いじめ解決後の継続的指導…P1
- ⑤きめ細やかな実態把握と情報共有…P1

(2) いじめの理解…P2

- ①いじめの定義…P2
- ②留意事項…P2
- ③いじめは笑いに隠される…P3
- ④いじめの4重構造…P3
- ⑤いじめる心理…P3
- ⑥犯罪につながるいじめ…P3

(3) いじめ問題に対する校内整備体制…P4

- ①「いじめ問題対策チーム」(常設)について…P4.5
- ②「個別案件対応班」について役割…P6
- ③「いじめ対応アドバイザー」の活用…P6

(4) いじめ対応全体図…P7

2 いじめの未然防止…P8

(1) わかる授業づくり…P8

(2) 道徳教育や人権教育等の充実…P8

(3) 規範意識の育成…P8

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組…P8

(5) 生徒会などが中心となる取組…P9

(6) 体験活動を取り入れた取組…P9

(7) 生徒が主体的に活動する取組…P9

(8) 家庭や地域と連携した取組…P9

(9) 配慮が必要な児童生徒…P10

3 いじめの早期発見…P11

(1) 小さなサインを見逃さない取組…P11

(2) 定期的なアンケート調査の実施…P11

(3) 教育相談体制の充実…P11

(4) 学校で分かるいじめ発見のポイント…P11

＜学校での一日＞ …P12

(5) 家庭で分かるいじめの発見ポイント…P13

(6) いじめの未然防止・早期発見のための年間計画…P14

4 いじめの措置…P15

- (1) 法的根拠…P15
- (2) 迅速な初期対応をするための手順と留意事項(即日対応)…P16
- (3) 留意事項…P16
- (4) いじめのレベルと対応…P16
- (5) 被害者への対応…P17
- (6) 加害者への対応…P18
- (7) 集団(まわりの子)への働きかけ…P19
- (8) いじめの解消…P19

5 インターネット上のいじめへの対応…P20

- (1) インターネット上のいじめの特徴について…P20
- (2) インターネット上のいじめの未然防止・早期発見について…P20
- (3) インターネット上のいじめの対応について…P21

6 家庭・地域の役割…P22

- (1) 家庭・地域を含めた連携…P22
- (2) 保護者の責務等…P22

7 重大事態への対処…P23

- (1) 重大事態について…P23
- (2) 重大事態発生の報告…P23
- (3) 重大事態の調査…P24
- (4) 調査結果の提供及び報告…P24
- (5) 調査結果を踏まえた必要な措置…P24

8 その他

- (1) 主な相談機関…P25
- (2) いじめ防止行動計画チェック表…P26

Ⅰ いじめに関する学校目標

本校生徒が健康で安全に学校生活をおくるために、人として決して許されない行為である「いじめ」を学校、家庭、地域が一体となって未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

(Ⅰ) 平時からの基本姿勢

①全教職員の認識

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、各学校において様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、生徒の生命や心身に重大な危険が生じる恐れのある事案が全国的に発生している。

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

②生徒一人一人への徹底

全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

③教職員自身の認識

教職員の言動が、生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにしなければならない。

④いじめ解決後の継続的指導

いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

⑤きめ細やかな実態把握と情報共有

定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。生徒が発するサインを見逃さないよう、生徒の実態に合わせて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。

(2) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる可能性がある。

さらに、最近のいじめはスマートフォンや音楽プレーヤー、ゲーム機などの電子情報端末機器の普及により、一層見えにくくなっている。

① いじめの定義

＜平成 25 年 9 月 28 日施行「いじめ防止対策推進法」より＞

「いじめ」とは、当該児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

② 留意事項

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- ・いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「法」第 22 条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ・行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えば、インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など）についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については、「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合においてその全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。下記のような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

＊好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合。

＊軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合。

ただし、これらの場合であっても、「法」が定義する「いじめ」に該当するため、「いじめ問題対策チーム」において情報共有することは必要である。

③いじめは笑いに隠される

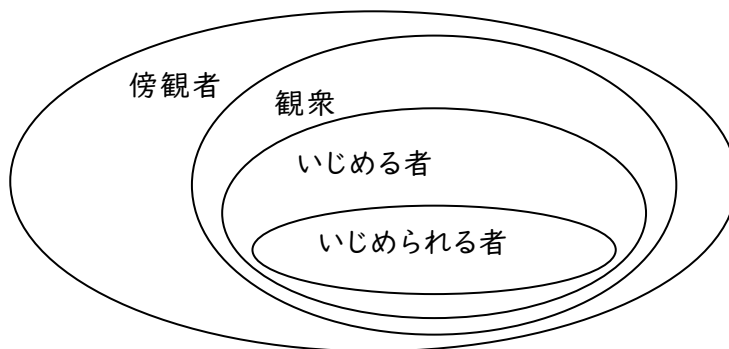
いじめ被害者は、自分がいじめられている(辱められている・貶められている)という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。そのため、いじめという行為を”冗談”や”遊び”に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとする。しかし、このことが逆に、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教職員によるいじめ発見を難しくさせることがある。

また、加害者から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。さらに、いじめの早期発見ができなかった教職員自身の逃げ口上にもなりえる。

被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

④いじめの4層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。



⑤いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、いじめの被害者からの回避感情などが挙げられる。

⑥犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや児童の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

また、「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、児童に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

※「法」・・・「いじめ防止対策推進法」

(3) いじめ問題に対する校内体制整備

校長をトップとするチームでの体制
いじめを見逃さない学校づくり
外部に開かれた風通しのよい学校づくり
子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくり

① いじめ問題対策チーム(常設)について

目的

いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

構成

- ・校長をトップに、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当者、保健主事、養護教諭、学年代表、生徒会担当者、部活動担当者等とし、各学校の実情に応じてスクールカウンセラー等の必要と思われる教職員を加え構成する。
- ・校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、委員会扱いとして組織図に位置づける。

機能・役割

ア いじめを見逃さない学校づくりの推進

- ・いじめの早期発見の観点から朝の会での観察を強化するとともに、授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視を実施し、情報の交換・共有を行う。
- ・迷惑調査や個人面談の内容や方法の検討及び結果の分析について吟味を行い、見落とし見誤りのない適切な認知を図る。
- ・学校におけるいじめ相談窓口を設置し、生徒、保護者等に周知し利用を促す。
- ・いじめの構造やいじめ発見のチェックポイントなどの教職員の理解を深める。

イ 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上

- ・事例等を活用し、いじめ問題対応のケーススタディなどを通じて、生徒への事情聴取や保護者への説明、協力依頼の進め方についてスキル向上を図る。
- ・いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示を行い、教職員のいじめ問題への理解を深める。
- ・いじめ対応アドバイザーの派遣を要請し、学校に必要な指導・助言を仰ぎ、個別案件の対応に活用する。

ウ 「学校いじめ防止基本方針」の策定並びに教職員及び生徒・保護者、地域に対する周知

- ・「学校いじめ防止基本方針」の作成・見直しを行い、懇談会等で、保護者、地域住民に対していじめ問題への学校の基本姿勢を説明し(印刷物等の配布やホームページへの掲載等)、理解と協力を得る。
- ・生徒会が主体となった「いじめを見逃さない学校づくり」の一層の推進を図る。

エ 家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりの推進

- ・家庭や地域からの情報提供について相談窓口を設置し、これを周知する。
- ・PTA や関係機関等の担当を定め、日常的な情報交換により相談しやすい関係を構築する。

オ SC(スクールカウンセラー)や臨床心理士,関係機関等と連携したいじめ問題への対応

- ・加害者の抱えている問題,場合によってはその保護者の抱えている問題に対して,SCを活用し,第三者的な視点からのアプローチを工夫する。
- ・学校と警察の相互連絡制度(「いしかわS&Pサポート制度」)の適切な活用や少年補導センター,県警少年サポートセンターなどとの連携を図る。
- ・医療機関,児童福祉施設,児童相談所,地方法務局,警察など,加害者及びその保護者の抱える問題から,適切な関係機関との連携を進め,加害者の立ち直りを支援する。

カ いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示

- ・個別案件対応班の設置
- ・情報の収集と整理
- ・いじめ対応アドバイザーの派遣要請
- ・教育委員会,関係機関への協力要請
- ・個別案件対応班への指示・助言

キ 「学校いじめ防止基本方針」に基づく評価を行う

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・「学校いじめ防止基本方針」において,いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し,学校評価において目標の達成状況を評価する。
- ・教育委員会の協力のもと,適切に関係機関(SC・SSW・児童相談所七尾市教育支援センター等)と連携を進める。
- ・市教育委員会の協力のもと,いしかわS&Pサポート制度を適切に活用するなどして,警察等の連携を図る。

※いじめ問題対策チームを「常設する」とは,

会合の定期的開催を増やすということではなく,日常的にいじめに関する情報が教職員間で交換・共有されている状態を指す。

そのために,校長等管理職に教職員や生徒の声が届く仕組みとして,教育相談部会,いじめ問題対策会議等を開催し,教職員全員がいじめ問題について正しい理解や鋭い感覚をもち,常にいじめ問題に即応できる体制を維持すること。

②個別案件対応班について

目的

いじめ問題に対し、学級担任の抱え込みや一部教職員の過重負担を回避し、複数教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。

構成

ア 当該生徒の学級担任、部活動顧問等に、いじめ問題対策チームの一部構成員を加えて組織する。

イ いじめ対応アドバイザーを要請した場合には、アドバイザーが加わることもある。

ウ いじめ事案 1 件ごとに組織することを基本とする。

(例) ・中 1 生徒が中 2 生徒から部活動中に殴られ、登校を渋るようになった事案

→中 1 担任、中 2 担任、部活動担当者、部活動顧問、生徒指導主事、教育相談担当者、スクールカウンセラー

・一定の解消が見られた事案に対し、同一学級に在籍する加害生徒の保護者が学校の対応に不満を訴えてきた事案

→学級担任、学年代表、生徒指導主事、教頭

機能・役割

ア 情報を詳細に収集・共有し、いじめ問題対策チームに報告する。

イ 具体的な対応策を検討し、役割分担を明確にする。

ウ 役割分担に沿った対応を進める。

エ 事態の進捗状況をいじめ問題対策チームに報告し、指示を受ける。

オ 対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。

カ 対応の結果について整理し、記録に残す。

③いじめ対応アドバイザーの活用について

目的

心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等の派遣を要請し、学校におけるいじめ問題への対応力向上を図る。

活用例

ア 平時におけるいじめ問題対策チームに対する指導・助言

イ いじめ問題発生時の個別案件対応班における対応に関する指導・助言

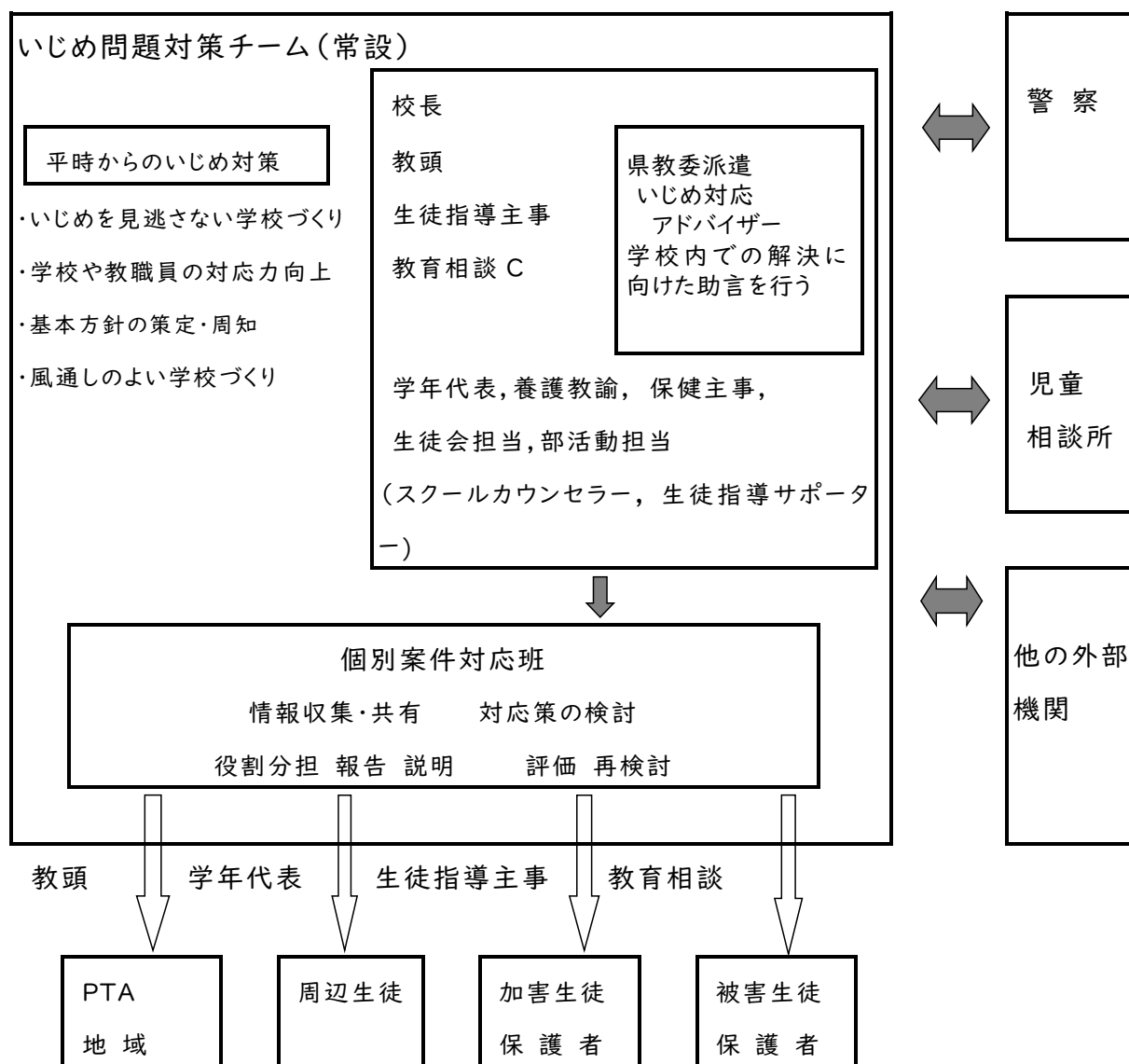
・具体的対応策に関する指導・助言

・警察、児童相談所等の外部関係機関との連絡・調整

・心理的、医療的ケアが必要な場合の専門家による助言

ウ いじめ問題に関する研修等

(4) いじめ対応全体図



チームでの役割分担に沿った適切な事案対応

2 いじめの未然防止

未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

(1) わかる授業づくり

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。

- ・「わかった」「できた」「使えた」が実感できる授業づくり
- ・学習指導の場における積極的な生徒指導

学習指導に際し、生徒に自己存在感を与えること、共感的な人間関係を育成すること、自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助することの三つの視点に留意する。

(2) 道徳教育や人権教育等の充実

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実等により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の推進
- ・いじめに関する資料に基づいた「考え、議論する道徳」の推進
- ・魅力的な教材開発と活用による道徳性の育成
- ・人権講話・人権教室を通じた人権感覚の育成

(3) 規範意識の育成

校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、生徒が安心して学ぶことができる環境を作る。

- ・問題行動への対処
「社会で許されない行為は、学校においても許されない」といった毅然とした指導方針を示し、「社会の一員」としての責任と義務を指導する。
- ・月目標の工夫
毎月の生活目標や学習目標の意識を高めるため、学級ごとに到達目標を定め、評価・改善を図る。
- ・学習ルールの徹底
学校として揃えていくべき事柄を全教職員で確認し、共通理解したことは、徹底してやり通す。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。

- ・親子(地域の方)共同作業
家庭や地域の人々などにも子どもたちに手伝いをさせる運動について幅広い大人から認められているという思いが得られるような共同作業を行う。

(5) 生徒会などが中心となる取組

「いじめを絶対に許さない」という意識を生徒一人一人につけ、学校全体でいじめ撲滅に取り組む雰囲気をつくる。

- ・いじめ防止標語の作成の実施

「いじめ・差別・人権」をテーマとし、その中から一つ選択させ、各学級で生徒全員が意見文を書くとともに校内掲示し、啓発に努める。

- ・挨拶運動

生徒会などを単位とし、校門などで挨拶を交わし合う。

(6) 体験活動を取り入れた取組

ボランティア活動や自然体験、集団での活動などを通じて、素直に感謝の気持ちを表したり、他人を思いやる心を育んだりするなど、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。

- ・人間関係づくりエクササイズ

指導講師を招き、表現力のトレーニングをする。

(7) 生徒が主体的に活動する取組

自分以外の考え方にふれ、物事を多面的な立場で捉え、相手や周りを気遣う気持ちを身に付ける。

- ・生徒が互いに相談相手になる「ピュア・カウンセリング」

月に一回、悩みカードを配付し、出された悩みに対して、生徒がその解決方法やアドバイスを書き、廊下に掲示する。

- ・「いじめ」をテーマにしたディベート

学級活動や道徳の時間に、いじめられる側、いじめる側、それぞれの立場から考え、様々な意見をぶつけ合うことで、いじめを許さない意識の高揚を図る。

どのような行為がいじめになり、さらに犯罪になるのか、また、いじめが行われているのを見たときにどのような行動をとれば良いのかをいじめられる側の立場に立って意見を出し合うことでいじめに対する理解を深め、傍観者とならず「いじめを見逃さない」視点を育てる。

(8) 家庭や地域と連携した取組

生徒だけではなく、家庭や地域と協力して「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」に取り組む。

- ・いじめに関するアンケート調査を活用した連携

地域全体でいじめについて考える集会等を開催し、めいわく調査の結果を保護者や地域に周知するとともに、地域全体でいじめの問題に取り組む気運を高める。

- ・非行・被害防止講座の実施

保護者や地域の人々を対象に開催し、「ネットいじめ」の事例などをもとに、いじめの問題に対する理解を深めるとともに、家庭や地域で果たすべき役割等について考える機会とする。

- ・家庭・地域からの相談窓口の設置

学校内にいじめの問題に関する意見箱や相談窓口を設置し、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制を構築する。

(9) 配慮が必要な生徒について

- ・発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多い ことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ・自然災害により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒（以下「被災生徒」という。）については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。上記の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

3 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、子供のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

(1) 小さなサインを見逃さない取組

- ・日頃から休み時間、放課後の生徒を観察し、信頼関係の構築に努める。
- ・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・生活ノートを活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・教職員がどんな些細なことでも生徒に関する情報交換を行い、情報を共有する。

○いじめ防止対策推進法第 23 条第 1 項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。
(「いじめの防止等のための基本的な方針」より)

(2) 定期的なアンケート調査の実施

- ・5月、7月、10月、12月、3月に「いじめに関するアンケート調査」を行う。

(3) 教育相談体制の充実

- ・7月、12月に、「のとかしま10」や「いじめに関するアンケート調査」の結果をもとに個人面談を行う。重要なものは別に時間を設け、さらに面談を行う。
- ・生徒が日頃から教職員に話しやすい雰囲気を作る。
- ・生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・保健室や相談室の利用について広く周知する。
- ・担任や養教がスクールカウンセラーへの面談をすすめ、教育相談コーディネーターが調整することとで効果的な活用を図る。

(4) 学校で分かるいじめ発見のポイント

○いじめられている子どもの出すサイン

学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表す。教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応することが大切である。

<学校での一日> ※印は無理にやらされている可能性のあるもの

発見する機会	観察の視点(特に, 変化が見られる点)
朝の会	○遅刻・欠席が増える ○始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○表情がさえず, うつむきがちになる ○出席確認の声が小さい
授業の開始時	○忘れ物が多くなる ○涙を流した気配が感じられる ○用具, 机, イス等が散乱している ○周囲が何となくざわついている ○一人だけ遅れて教室に入る ○席を替えられている
授業中	○正しい答えを冷やかされる ○グループ分けて孤立することが多い ○発言に対し, しらけや嘲笑が見られる ○保健室によく行くようになる ○責任ある係の選出の際, 冷やかし半分に名前が挙げられる ○ひどいアダ名で呼ばれる ※不まじめな態度で授業を受ける ※ふざけた質問をする ※テストを白紙で出す
休み時間	○一人でいることが多い ○集中してボールを当てられる ○わけもなく階段や廊下等を歩いている ○遊びの中で, いつも同じ役をしている ○用もないのに職員室等に来る ○遊びの中で孤立しがちである ○プロレスごっこで負けることが多い ※大声で歌を歌う ※仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	○食べ物にいたずらをされる ○嫌われるメニューの時に多く盛られる ○グループで食べる時, 席を離している ○その子どもが配膳すると嫌がられる ※好きな物を級友に譲る
清掃時間	○目の前にゴミを捨てられる ○最後まで一人でする ○イスや机がぼつんと残る ※さぼることが多くなる ※人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	○衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○用事がないのに学校に残っている日がある ○顔にすり傷や鼻血の跡がある ○急いで一人で帰宅する ○部活動に参加しなくなる ※他の子の荷物を持って帰る
動作や表情	○活気がなくおどおどしている ○視線を合わさない ○寂しそうな暗い表情をする ○教師と話するとき不安な表情をする ○手遊び等が多くなる ○独り言を言ったり急に大声を出したりする ○委員を辞める等 やる気を失う ※言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	○教科書等にいたずら書きされる ○刃物等, 危険な物を所持する ○持ち物, 靴, 傘等を隠される
その他	○日記, 作文, 絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ○教科書, 教室の壁, 掲示物等に落書きがある ○教材費, 写真代等の提出が遅れる ○インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる ※校則違反, 万引き等の問題行動が目立つようになる

(5) 家庭で分かるいじめの発見ポイント

○いじめられている子どもが家庭で出すサイン

保護者から子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

観察の視点（特に、変化が見られる点）
○衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。 ○風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため) ○買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。 ○教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。 ○食欲がなくなったり、体重が減少したりする。 ○寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。 ○表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。 ○いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。 ○部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。 ○言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、ハつ当たりしたりする。 ○親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。 ○ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。 ○登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。 ○転校を口にししたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。 ○家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。 ○親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。 ○不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。 ○「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに 関心を持つ。 ○投げやりで、集中力がわからない。ささいなことでも決断できない。 ○テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

(6) いじめの未然防止・早期発見のための年間計画

□:教員間の活動 ○:教師,生徒,保護者の活動

	年間計画	留意点等
4月	□学校間・学年間の情報交換,指導記録の引継ぎ □いじめ対策に係る共通理解,いじめ対策組織編成【職員会議】 ○いじめ撲滅宣言(校長・教師の決意を表明) 【始業式等】 ○学級開き,人間関係づくり,学級のルールづくり【学級活動】 ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 ○人間関係づくりエクササイズ	○いじめの被害者・加害者の関係を確実に引き継ぐ。 ○学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。 ○いじめ対策を点検する。
5月	○教育相談の実施 ○行事を通じた人間関係づくり □校内研修「いじめの早期発見と指導のあり方」 ○「いじめに関するアンケート調査」の実施と分析	○生徒の班編成の場面で留意する。 ○いじめ対策を点検する。
6月	○話し合い活動「学級の諸問題」【学級活動】	○6月は生徒の人間関係に変化が現れやすい時期なので特に留意する。
7月	○学校評価の実施→生徒・保護者の意見を聞く ○「いじめに関するアンケート調査」の実施と分析	○いじめ対策を点検する。
8月	□SCによる教育相談 □LD等専門員による特別支援教育に係る校内研修	○相談技術を高める。 ○特別支援教育について理解を深める。
9月	○夏休み明けの教育相談の実施	○生徒の変化を確認する。 ○いじめ対策を点検する。
10月	○行事を通じた人間関係づくり【文化祭・体育祭】 ○「いじめに関するアンケート調査」の実施と分析	○生徒主体の活動を保障し,自信をもたせるように努める。 ○いじめ対策を点検する。
11月	○話し合い活動「学級の諸問題」【学級活動】	○子どもたちの人間関係の変化に留意する。 ○いじめ対策を点検する。
12月	○人権週間(人権意識啓発活動) ○学校評価の実施→生徒・保護者の意見を聞く ○「いじめに関するアンケート調査」の実施と分析	○人権感覚を高める。 ○いじめ対策を点検する。
1月	○冬休み明けの教育相談の実施	○生徒の変化を確認する。
2月	○話し合い活動「学級の諸問題」【学級活動】	○人間関係の不安解消への対応を考える。
3月	○「いじめに関するアンケート調査」の実施と分析 □記録整理,上学年への引継ぎ情報の作成 □小・中学校の情報連携のための連絡会	○人間関係に関する情報を確実に引き継ぐ準備をする。

4 いじめの措置

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。

そういった状況を避けるためにも、校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むこと。

(1) 法的根拠

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ問題対策チーム」に対しいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。すなわち、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは、「法」第23条第1項（※参照）に違反し得る。

学校は、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、いじめに係る情報を適切に記録し、その結果を市教育委員会に報告する。

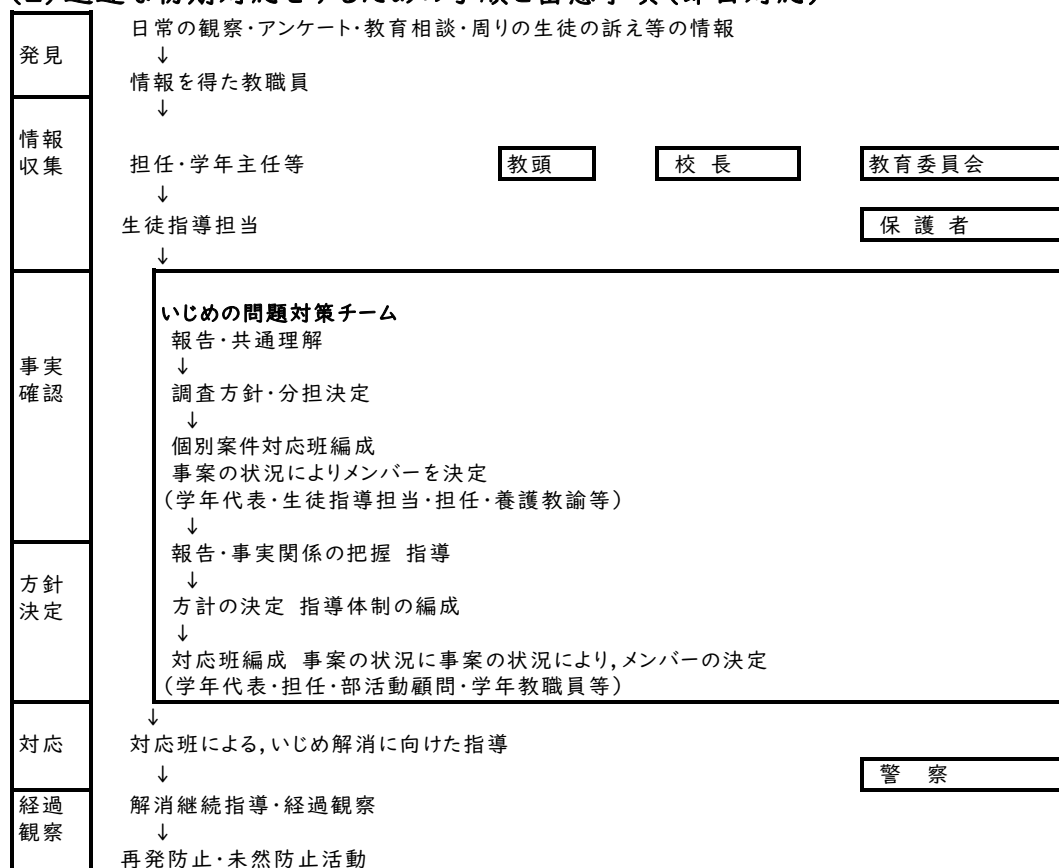
学校がいじめの事実を確認した場合には、徹底して被害生徒を守り通すとともに加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、被害生徒、加害生徒双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、周りではやしたてたりしていた生徒に対する指導により、同種の事態の発生の防止に努めることも大切である。

※「法」第23条第1項

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

(2) 迅速な初期対応をするための手順と留意事項(即日対応)



(3) 留意事項

- ・いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
- ・いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。
- ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

生命または身体のおびやかされるような重大な事案の場合

- ・速やかに市教委、警察等の関係機関へ報告する。
- ・管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- ・事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文の配付や緊急保護者会の開催を実施する。
- ・事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

(4) いじめのレベルと対応

レベル	実 態	対 応
1	悪口を言われる・からかわれる。	全校体制で早期対応する。 教育委員会に報告する。 ※ここで食い止めるように最大の努力をする。
2	仲間はずれにされる・無視される。	
3	レベル2が継続して行われる。または、叩く・蹴るなどの身体的苦痛が伴う。	教育委員会の指示を仰ぎながら対策を考え対応する。
4	いじめが原因で不登校になる。または、保護者・本人がいじめを苦に転校を検討し始める。	教育委員会・各専門機関と連携し、指示を仰ぎながら対応する。
5	「死」を口にしたりはじめたり、自傷行為をしたりする。	

(5) 被害者への対応

いじめられている子どもへの対応	いじめられている子どもの保護者への対応
①いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを伝える。 ②決して一人で悩まず、必ず友人や親、教師等誰かに相談すべきことを十分指導する。 ③いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。 ④いじめた子どもを謝らせたり、双方に仲直りの握手をさせたりしただけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。 ⑤子どもの長所を積極的に見つけ認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。 ⑥いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。	①いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。 ②家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。 その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分に伝える。 ③いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。 ④学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じて個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者との連携を図る。 ⑤必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。 ⑥家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうようお願いする。

(6)加害者への対応

いじめている子どもへの対応	いじめている子どもの保護者への対応
①まず、いじめられた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。 ②当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する ③集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがある。いじめ集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。 ④いじめた子どもが、どんなことがいじめであるかを分かっていない場合も考えられるので、いじめは犯罪であるという認識を理解させる。 ⑤いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。 ⑥必要に応じてカウンセラー等の専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、再発を防止する措置をとる。 ⑦いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。 ⑧十分な指導にもかかわらず、なおいじめが一定の限度を超える場合は、いじめられている子どもを守るために、いじめる子どもの保護者に対する出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。また、出席停止になった子どもには立ち直りのための、個に応じた指導を工夫する。	①いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、つらく悲しい気持ちに気付かせる。 ②教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。 ③いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。 ④子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

(7) 集団(まわりの子)への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒たちに対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒たちに対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

(8) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の二つの要件を満たす必要がある。ただし、以下の要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も考慮し、各校の「いじめ問題対策チーム」で判断し、市教育委員会の確認を適宜得ることとする。

① 解消の要件

ア いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害生徒に対する、心理的・物理的な影響を受けない状態が少なくとも3か月は続いていること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要とされる場合は、「いじめ問題対策チーム」で判断し、より長期の期間を設定するものとする。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害生徒本人とその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。

② 解消後の見守りの重要性

- ・いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめの被害生徒及び加害生徒については日常的に注意深く継続して観察する必要がある。

5 インターネット上のいじめへの対応

近年、携帯電話やスマートフォンのみならず、音楽プレーヤーやゲーム機など、無線LANを利用してインターネットにつながる電子情報端末機器の普及に伴い、容易にインターネットに接続できる環境が拡大しており、生徒にとっては、これまで以上に莫大な情報に接する機会が増えてきている。

また、こうした機器の利用について、大人の理解不足から対応が後手になることがあるため、教職員及び保護者が仕組みを理解し、インターネット上のいじめの未然防止に努める必要がある。さらに学校は、生徒に適切にネット依存や情報モラルの指導ができる体制整備を進める必要がある。

(1) インターネット上のいじめの特徴について

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短時間で極めて深刻なものになる。
- ・一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があり、刑法上の名誉毀損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となる
- ・匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ・インターネット上に一度流出した個人情報等は、複写が容易であることから回収・消去することが極めて困難であるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師等の身近な大人が、子供の携帯電話・スマートフォン等の利用の状況を把握することが難しい。
- ・利用しているサイト等を詳細に確認することが困難なため、いじめの実態の把握が難しい。
- ・パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、メール等を利用したいじめ等については、より大人の目に触れにくく発見しにくい。
- ・グループチャット機能のあるアプリにおいては、グループから外されるという行為が散見される

(2) インターネット上のいじめの未然防止・早期発見について

- ・生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるため、学校や地域の実態及び生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ・教職員が、インターネット上のいじめについて理解するとともに、保護者においても理解を求めていく。
- ・インターネット利用に関する親子のルール作りや生徒同士のルール作りを推進する。
- ・生徒が悩みを抱え込まないよう、学校内に生徒が相談しやすい環境を作るとともに、例えば法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付などの関係機関の取組についても周知する。
- ・保護者は、生徒に携帯電話等を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用を徹底するよう努める。

(3) インターネット上のいじめの対応について

- ・インターネット上のいじめの対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められる。学校は市教育委員会とともに、保護者や関係機関と連携して、迅速に対応していく。
- ・被害生徒及び保護者の了解のもと、発見の経緯や書き込み者の心当たりの有無、他の生徒の

認知状況等を確認するなど事実確認を行う。

- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、アドレスや内容を一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。書き込み者が特定できた場合は、当該者に書き込みを削除させる。特定できない場合は、被害者本人や保護者又は学校等が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。

(削除依頼の手順については、「石川県いじめ防止基本方針」p30に基づくものとする。)

- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、掲示板の管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとるとともに、必要に応じて警察や法務局の協力を求める。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに市教育委員会に報告を行うとともに、七尾警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害生徒の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込み状況の経過を見る。

6 家庭・地域の役割

いじめから一人でも多くの生徒を救うためには、生徒を取り囲む大人一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。また、生徒に関わる全ての大人は、学校生活、家庭生活、地域活動等において生徒に物理的・心理的暴力を行うことも、見せることも「いじめを行う行為」につながると理解し、生徒が安心して安全な生活を送れるように努めなければならない。

いじめの問題は、心豊かで安心・安全な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりでいじめの問題に対峙することが求められている。

(1) 家庭・地域を含めた連携

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

また、生徒からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる生徒が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとる必要がある。

(2) 保護者の責務等

保護者の責務等については、「法」の中で以下のように記されており、これに基づきながら必要に応じて協力を要請する。

- ・保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。（「法」第9条第1項）
- ・保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。（「法」第9条第2項）
- ・保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。（「法」第9条第3項）

7 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、国の「いじめ防止基本方針及び重大事態ガイドライン（平成29年3月 文部科学省）」により適切な対応を行うこととする。

速やかに、学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものとする。なお、調査組織に外部の専門家を加えるなど、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めることが大切である。

また、重大事態の発生により、被害生徒だけでなく、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がる場合があり、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める必要がある。

(1) 重大事態について

「法」第28条第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合

また、第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

なお、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査

① 学校が調査主体の場合

- ・市教育委員会の指導・助言のもと、速やかに学校の下に、重大事態の調査組織を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するようにする。そのため、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を母体として、当該重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加え、調査に当たる。
- ・調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査し明らかにする。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
- ・これまでに先行して調査を実施している場合でも、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調

査を実施する。

(4) 調査結果の提供及び報告

① 調査結果の提供

- ・学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して調査より明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることはせず、適切に提供する。
- ・当該生徒や保護者に調査結果を提供する場合があることを念頭に置き、必要に応じて、調査に先立ち、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明する。

② 調査結果の報告

- ・調査結果を市教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(5) 調査結果を踏まえた必要な措置

学校は、調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態へ対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

8 その他

(1) 主な相談機関

相談機関	電話番号	受付時間
24時間子供SOS相談テレホン	0120-078310 076-298-1699	24時間受付
石川県こころの健康センター	076-238-5750	月～金 8:30～17:15
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～土 9:00～13:00
石川県七尾児童相談所	0767-53-0811	月～金 8:30～17:15
子どもの人権110番 (金沢地方法務局)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
いじめ110番 (県警少年サポートセンター)	0120-617-867	24時間受付
七尾市教育研究所	0767-57-5671	月～金 9:00～16:00
七尾市家庭児童相談室	0767-53-8445	月～金 8:30～17:15
「オアシスライン」 七尾市・中能登町	0767-52-0783	月～金 13:00～16:00
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00

	学校長	評価 ◎ ○ △	教頭	評価 ◎ ○ △	生徒指導担当	評価 ◎ ○ △	特別支援C 教育相談C (SC担当) 養護教諭	評価 ◎ ○ △	学級担任	評価 ◎ ○ △
4月	・学校いじめ防止基本方針の作成 ・いじめ0に向けての取組方針等の確認と共通理解		・関係機関等との連絡連携 ・生徒指導個人カードの確認		・「基本的な校内生活ルール」「服装規定」の提示と共通理解 ・生徒理解の会全体会の開催 ・あいさつ運動(毎日) ・登校指導		・生徒指導個人カードの確認 ・校内特別支援委員会の開催 ・相談箱のチェック(毎週)		・生徒理解の会ブロック会(毎週) ・生徒指導個人カードの確認	
5月	・学校いじめ防止基本方針の周知 ・民生児童委員との情報交換会の実施		・いじめ対応アドバイザーとの打合せ ・人権講話の実施 ・小中連係情報交換会実施		・あいさつ運動(毎日) ・登校指導 ・生徒理解の会全体会の開催 ・いじめアンケートの実施		・校内特別支援委員会の開催 ・教育相談の実施 ・相談箱のチェック(毎週)		・生徒理解の会ブロック会(毎週) ・生徒指導個人カードの確認 ・個人面談の実施	
6月	・民生児童委員との情報交換会の実施 ・いじめ対応アドバイザー研修の開催		・ピュアキッズスクールの実施 ・いじめ対応アドバイザー研修の実施 ・学校評価アンケートの提案		・あいさつ運動(毎日) ・登校指導 ・いじめ対応アドバイザー研修 ・防犯教室の実施 ・生徒理解の会全体会の開催		・校内特別支援委員会の開催 ・教育相談の実施 ・相談箱のチェック(毎週) ・いじめ対応アドバイザー研修		・生徒理解の会ブロック会(毎週) ・生徒指導個人カード確認 ・個人面談の実施 ・ピュアキッズスクールの実施 ・防犯教室の実施 ・いじめ対応アドバイザー研修	
7月			・市いじめ調査等の実施 ・いじめ対応アドバイザーとの打合せ ・学校評価アンケートの実施		・あいさつ運動(毎日) ・登校指導 ・生徒理解の会全体会の開催 ・いじめアンケートの実施 ・夏休み生活心得		・校内特別支援委員会の開催 ・相談箱のチェック(毎週)		・生徒理解の会ブロック会(毎週) ・生徒指導個人カードの確認 ・のとかしま10の実施と対応	
8月	・いじめ対応アドバイザー研修の開催 ・1学期の取組の評価と2学期の方針周知		・いじめ対応アドバイザー研修の実施		・夏季休暇中の巡回指導 ・いじめ対応アドバイザー研修		・夏季休暇中巡回指導 ・校内特別支援委員会の開催 ・いじめ対応アドバイザー研修		・夏季休暇中の巡回指導 ・いじめ対応アドバイザー研修	
9月			・いじめ防止標語の取組		・あいさつ運動(毎日) ・登校指導 ・グッドマナーキャンペーンの実施 ・生徒理解の会全体会の開催		・校内特別支援委員会の開催 ・相談箱のチェック(毎週)		・生徒理解の会ブロック会(毎週) ・生徒指導個人カードの確認	
10月	・民生児童委員との情報交換会の実施 ・学校評議員会の開催				・あいさつ運動(毎日) ・登校指導 ・生徒理解の会全体会の開催 ・いじめアンケートの実施		・校内特別支援委員会の開催 ・教育相談の実施 ・相談箱のチェック(毎週)		・生徒理解の会ブロック会(毎週) ・生徒指導個人カードの確認 ・個人面談の実施	
11月	・学校説明会		・学校説明会		・あいさつ運動(毎日) ・登校指導 ・生徒理解の会全体会の開催		・校内特別支援委員会の開催 ・相談箱のチェック(毎週)		・生徒理解の会ブロック会(毎週) ・生徒指導個人カードの確認	
12月	・民生児童委員との情報交換会の実施		・市いじめ調査等の実施 ・学校評価アンケートの実施		・あいさつ運動(毎日) ・登校指導 ・生徒理解の会全体会の開催 ・いじめアンケートの実施 ・冬休み生活心得		・校内特別支援委員会の開催 ・教育相談の実施 ・相談箱のチェック(毎週)		・生徒理解の会ブロック会(毎週) ・生徒指導個人カードの確認 ・個人面談の実施 ・のとかしま10の実施と対応	
1月	・2学期の取組の評価と3学期の方針周知		・いじめ対応アドバイザーとの打合せ		・あいさつ運動(毎日) ・登校指導 ・生徒理解の会全体会の開催		・校内特別支援委員会の開催 ・相談箱のチェック(毎週)		・生徒理解の会ブロック会(毎週) ・生徒指導個人カードの確認	
2月	・いじめ対応アドバイザー研修の開催 ・学校評議員会の開催		・いじめ対応アドバイザー研修の実施 ・市いじめ調査等実施		・あいさつ運動(毎日) ・登校指導 ・生徒理解の会全体会の開催 ・いじめ対応アドバイザー研修		・校内特別支援委員会の開催 ・教育相談の実施 ・相談箱のチェック(毎週) ・いじめ対応アドバイザー研修		・生徒理解の会ブロック会(毎週) ・生徒指導個人カードの確認 ・個人面談の実施 ・いじめ対応アドバイザー研修	
3月	・1年間の評価および来年度の取組の立案		・小中連絡会		・いじめアンケートの実施 ・冬休み生活心得 ・生徒指導個人カードの整理の呼びかけ		・校内特別支援委員会の開催 ・教育相談の実施		・生徒理解の会ブロック会(毎週) ・生徒指導個人カードの確認 ・生徒指導個人カードの整理 ・小中連絡会	

